

緊密な資本関係が存する等のグループ間における 在籍出向の可否について

在籍出向の要件

出向が基本的に緊密な資本関係が存する等のグループ間の移動であって、以下に掲げるような目的を有するものである場合は、船員労務供給事業に該当しない。

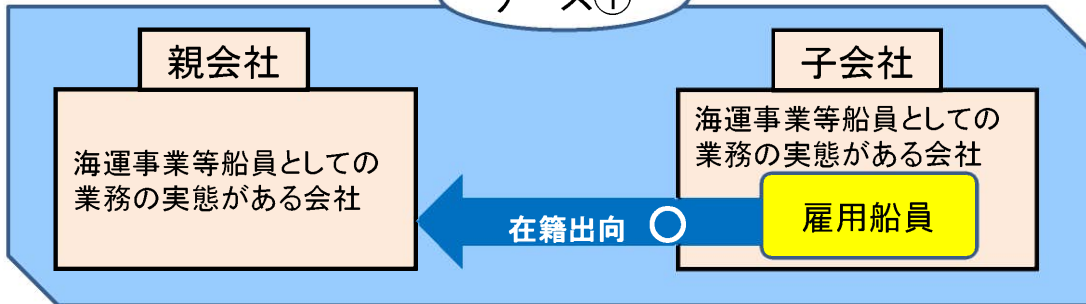
- ① 船員を離職させることなく、関係会社において雇用機会を確保するため
- ② 技術指導のため
- ③ 出向の対象となる船員の能力開発の一環として実施するため
- ④ 企業グループ内の人事交流の一環として実施するため

※ 上記要件を満たす場合であっても、出向元及び出向先事業者において、

「海運事業等(船舶の運航業務や船舶におけるサービス業務等)の船員としての業務の実態がある。」ことが前提である。

子会社から親会社への船員の移動の例

ケース①



ケース②

